

＜平成22年度＞食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補に関する企画専門調査会における審議結果について

番号	案件候補／危害要因	審議結果	審議の内容
1・2	調理器具から溶出する物質のうちフッ素樹脂及びパーフルオロ化合物	ファクトシートを作成して情報提供を行う。	<p>1. ＜フッ素樹脂＞</p> <p>○ 国内において、既に合成樹脂の一般規格が設定されており、フッ素樹脂自体についての特段の危害情報は見当たらない。適切な情報提供を行うべき。</p> <p>2. ＜パーフルオロ化合物＞</p> <p>○ 現在被害は生じておらず、また、諸外国で設定されているTDIと日本国内における推定暴露量を考慮すると、今後被害が生じるおそれが低いものと考えられる。適切な情報提供を行うべき。</p>
3	本来的に食品に含まれる物質としての硝酸塩	ファクトシートを作成して情報提供を行う。	<p>○ JECFAにより実施されたリスク評価においてADIが設定されているものの、野菜に含まれる硝酸塩を直接ADIと比較すること及び含有量の限界値を設けることは適当でないとしている。野菜について良い面をアピールする必要があると考えられることも踏まえて、適切な情報提供を行うべき。</p>
4	有機スズ化合物	「自ら評価」の案件候補とするか否かについて更に検討すべきである。当面、ファクトシートを作成して情報提供を行う。	<p>○ 暴露経路として環境中から食品を経由して摂取されることが考えられるが、化審法により既に新規の製造等が制限されていることから、環境や食品（魚類）中の残留量については減衰していると推定される。この推定を裏付ける何らかの実態調査結果があれば、今後被害が生じるおそれは低いものと考えられる。一方、残留量如何では、「自ら評価」の案件候補として考慮する必要がある。これらの情報確認や評価に関し、更に検討すべきと考えられるため、平成22年度における「自ら評価」の案件候補としては見送るが、少なくとも現時点での適切な情報については提供を行うべき。</p>
5	くんせい中のベンゾピレンなど多環芳香族炭化水素（特にベンゾピレン）	ファクトシートを作成して情報提供を行う。	<p>○ EFSAが推計した暴露マージンは大きく、また、我が国の推定暴露量が低いことを考慮すると、国民の健康への影響が大きいとは考えられない。適切な情報提供を行うべき。</p>

6	加熱時に生じる アクリルアミド	「自ら評価」 の案件候補とし て食品安全委員 会に報告する。	○ 子供をはじめとした国民にとって、食品か らアクリルアミドを摂取する機会があると考 えられること等から、現在は健康被害が生じ てはいないものの、今後被害が生じるおそれ がないとまでは言えないため、「自ら評価」の 案件候補として委員会に報告すべき。
7	放射線照射食品	ファクトシート を作成して情報 提供を行う。	○ 現在食品安全委員会において、アルキルシ クロブタノン類に関する研究を行っており、 また、2004年に調査を行っているが、それ以 降に得られた新たな知見を踏まえて再調査す る必要性もあるため、それらの結果を含めた 適切な情報提供を行うべき。